

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名 : 五洋建設株式会社

業者の住所 : 東京都文京区後楽 2 - 2 - 8

2 指名停止の期間 : 令和 5 年 2 月 9 日～令和 5 年 3 月 8 日 (1 か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 近畿地区

4 事実概要

当該事業者の使用人である、新名神高速道路大津ジャンクション東工事の現場代理人(当時)は、令和 3 年 7 月 9 日に同工事現場内で、作業員が全治 3 ヶ月の骨折を負う労働災害が発生したにもかかわらず、所轄の大津労働基準監督署長に遅滞なく報告しなかったとして、令和 4 年 3 月 11 日、労働安全衛生法違反の疑いで大津労働基準監督署より大津地方検察庁に書類送検され、令和 4 年 12 月 22 日、大津簡易裁判所より罰金の略式命令を受けた。

5 指名停止の理由

4 の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成 15 年 10 月機構規程第 83 号)別表第 2 第 15 号(下記参照)に該当する。

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1 ～ 1 4 省略	省略
(不正又は不誠実な行為)	
1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として 1 か月以上 9 か月以内
1 6 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)